

平成 28 年度 第 8 回理事会 議 事 報 告 書

1. 日 時 平成 29 年 3 月 27 日 (月) 午後 1 時 00 分～5 時 00 分
2. 場 所 岸記念体育会館 5 階 504 号室
3. 出席者 理事 17 名、監事 3 名
* 欠席：理事 2 名 渡辺幹也副会長 (WC メキシコ帯同)
渡辺久雄常務理事 (WC メキシコ帯同)
4. 陪 席 大江直之 (事務局長)
畔蒜 均 (千葉)、清水光一 (広島)

5. 議長挨拶

事務局より定款に基づき、高橋義博会長が本理事会の議長を務める旨説明。議長より、年度末により多忙なところご出席いただいたことに御礼申し上げる旨の挨拶があった。

また、本日の理事会審議事項として、「東京オリンピック担当理事の選出」を追加すること、審議に時間を要する議題があることから、審議事項の順番を一部変更させていただきたい旨を議場に諮り、承認。

年度末にあたり、監事は会計監査に加え、理事の業務監査を行う役割も有しているため、監事から理事の業務に関する意見書を提出願いたい旨依頼。

6. 議事録署名人

議長より、本理事会の議事録署名人は、定款第 42 条に基づき、議長である私と、出席監事 3 名となることを説明。

7. 3R 宣言の確認

増田委員長より次の通り説明。

前回の理事会同様、昨年 6 月開催の定時社員総会で承認された「3R 宣言書」

を理事会の冒頭で朗読させていただく。

(3R 宣言書 朗読)

8. 報告事項

(1) 国際審判員養成講習会報告

事務局長より、去る1月27～29日の3日間、標記講習会が伊勢原射撃場で開催され、受講者27名、講師として先のWCインドでTDを務めたペトロフ氏(キプロス)、副講師ブローガンブ・チエミ氏をISSF本部よりお迎えし実施した旨を報告。

佐藤競技委員長より、全員合格を目指したが4名が不合格となった。東京オリンピックに向けて、今後一層、審判員の技術向上を行う必要があるが、予算を伴うため、本日の議題に挙がっている平成29年度収支予算の承認をお願いしたい旨補足説明。

(2) WCインド・メキシコ大会報告

◆WCインド大会

細川強化委員長より、配布資料に添って日本選手団の成績報告があり、今回はスキート男子・女子では一定の成果を上げることができたが、トラップ種目については不本意な結果に終わった旨説明。

同大会へ帯同した柏木理事(競技委員会国際部長)より次の通り、配布資料に添って報告説明。

インド大会は、新ルールによるファイナルが初めて行われたこともあり、運営がスムーズに行かない場面が多々あった。

ルール改正によってスキート種目のマーカーチェックが厳格になり、日本選手もマーカーテープの付け替えを指示された。

また、競技会を「観客に見せる」という意識の下、競技中にBGMとして歌詞入りの音楽やDJまがいの解説など盛り上げる演出が多用され、本会の本部公式大会も、これに準じた運営が今後は必須になってくると感じた。

◆WC メキシコ大会

事務局長より、配布資料に添って日本選手の成績を報告。

トラップ男子種目の大山選手が 119 点を獲得し、世界レベルにあと一歩という好成績、スキート女子種目の石原選手も予選 67 点とファイナル進出まで後 2 点と健闘した。

(3) WC キプロス予選会報告

事務局長より配布資料に添って説明。

去る 2 月 7～8 日（岡山）、3 月 8～9 日（伊勢原）の計 2 回による予選会を実施し、基準点をクリアした選手が派遣選手として決定された。

派遣選手団（計 6 名）は次の通り予定されている。

監 督	佐藤 堅司	（北海道）
コ ー チ	柏木 孝則	（競技委員会国際部長）
〃	永島 宏泰	（JOC アシスタントコーチ）
トラップ男子	大山 重隆	（埼 玉）
スキート男子	柳 英志	（東 京）
スキート女子	石原 奈央子	（栃 木）

なお、場所はラルナカ市、会期は 4 月 28 日～5 月 8 日、GW の真っ最中となる。

(4) 裁判報告

当協会が原告である「平成 24 年損害賠償請求事件」の経過報告（期日：2 月 27 日）について、事務局長より説明。

一部被告からの和解提案に対して、原告代理人はその条件では難しい旨を回答。また、一部被告の死去や長期にわたる連絡不能状態の被告について被告代理人弁護士より報告があり、原告代理人に対して、これらを被告として訴訟継続するかどうか、裁判所へ回答する必要がある。

次回期日を目処に整理し、弁論に戻したい旨裁判官から説明。

本訴訟の対応については、これまでの理事会で高橋会長へ一任する旨決定している経緯があるが、会長としては、まもなく結審を迎え第一審判決が出るまでは、那波氏・有江氏共に被告から除外することなく維持すること

を考えている。

次回期日は、本理事会と同日 3 月 27 日（月）13 時 30 分～であるため、本会委任弁護士より報告書が届き次第、改めて理事・監事各位へ報告させていただきます。

（5）競技委員会報告

佐藤競技委員長より、去る平成 29 年 2 月 20 日、平成 29 年 3 月 11 日に開催した競技委員会会議について、配布資料に添って次の通り報告。

《2 月 20 日：第 2 回競技委員会》

◆地方公式大会について

- ①クレasett は、ISSF 規定の許容範囲内でセット。
- ②複数の地方協会より、A4 サイズの賞状を作成してほしい旨のリクエストがあるが、平成 29 年度については A3 サイズの現行維持。

◆本部公式大会について

- ①新ルールに基づくファイナルズは従来より時間を要するため、ABC クラスによるファイナル戦実施が困難となるため、次の通り実施。
春・秋季本部公式 : AB クラス
夏季①・②本部公式 : ABC クラス
- ②本部公式における審判員は、トラップ・スキート両種目へ従事できるよう指導。
- ③ISSF ルール改正に基づく新ファイナルズを平成 29 年度本部公式大会より採用・実施。
- ④本部公式や全日本選手権等で複数回従事した競技役員を対象に、緑ブレザーを支給し統一する方針。H29 年度本部公式大会時に競技委員長が着用し、他競技役員皆の意見を聴取した上で作成にあたる。
- ⑤表彰状は、H29 年度より国体同様、ケース入りを採用。

◆国際部審判について

WC インドは柏木副委員長、WC メキシコは渡辺（久）副委員長が選手団へ帯同。（*インド大会：柏木副委員長からの報告書あり）

◆今後の講習部について

日本体育協会が公認指導員制度の改定に着手。競技委員会より寺西・貫洞両氏が研修会・説明会へ出席予定。

◆平成 29 年度予算・事業計画について

競技委員長より原案提示があり、これを承認。更なる詳細は競技委員長へ一任。

◆その他

- ①理事会承認を経た役員懇親射撃大会を「グランド・マスター大会（仮称）」へ変更し、60 歳以上の会員であれば誰でも参加できるようにする旨の変更案が会長より提案され、これを了承。

平成 29 年度事業計画（会期：11 月 11～12 日、会場：神奈川県立伊勢原射撃場）へ追加し、理事会へ上程することを申し合わせた。

《3 月 11 日：第 3 回競技委員会》

◆今後の地方公式大会について

国体隔年開催が更に 4 年間継続となったことを受け、会長より次の通り提案。

次回の第 4 期見直し時には必ず国体毎年開催復帰を実現するため、結果分析を行なったところ、『会員数・ジュニア・女子選手比率』で大きく加点を逃し、低評価となっている。

この 3 点を今後の改善項目の柱とし、改善に向けた短・中・長期計画する必要があり、その第一歩として地方公式大会の在り方を次の通り二分化することを提案したい。

○競技スポーツ：本部公式⇒全日本⇒WC・世界選手権⇒オリンピック

○生涯スポーツ：地方公式（県予選）⇒ミニ国体（ブロック予選）⇒本国体
競技委員長が諮り、会長提案を承認。

本年 7 月を目途に競技委員会で詳細を取り纏め、理事会の承認後、平成 30 年度より採用予定。

◆春季本部及びリハについて

本部公式を WC と同様な実施内容にすべく、公式練習にも審判を配置することが提案され、実行委員会へ申し入れを行い、変更可能であれば提案通り対応することを申し合わせた。

◆全日本選手権大会について

QP 配分や参加人数は、ほぼ前年通りとしトラップ・スキート共に 60 名想定。

◆その他

本部公式大会や全日本選手権大会における審判員の技術向上を目的とする講習会を開催。特に、新ルール（ファイナルズ）や進行・運営内容の確認を行う。

福井国体プレ大会は競技・審査・国体委員会で基準を決定し実施。

来る 3 月 27 日の理事会前に打合せ予定。

(6) 日本体育協会 国体実施競技選定（第 3 期見直し）報告
事務局長より次の通り配布資料に添って説明。

第 3 期見直しについては残念ながら、全競技中 40 位：578.8 点という結果・評価となり、39 競技が毎年開催のラインであるため、惜しくも 5.5 点足らず、更に 4 年間、隔年開催が延長することになった。

前回（第 2 期見直し）で低評価であった「ガバナンス」は、各位のご尽力により高得点・評価をいただいた。しかし、先の競技委員会報告で説明があった通り、「会員数・ジュニア・女性」の少なさの 3 点では大きく加点を逃し、低評価となった。今後は、これ以上の隔年開催や公開競技への格下げを阻止すべく計画を立て、実行し、着実に結果へ結び付けたい。

また、日体協同様、JOC でも加盟団体の評価を行っており現在本会は C ランク評価となっている。国際大会の開催や成績の優劣、コーチや指導者の資質向上、選手の強化育成等のプログラムの有無など評価項目は多岐に亘る。評価ランクが下がれば、補助金額が減額され、選手強化活動に対する自己負担金が増えるため、益々弱体化となる可能性が高い。

議長より次の通り説明。

審議事項で詳しく検討したいが、若年層会員や女子会員などを含めた会員数の増加が必須であり、これは、地方協会の協力なくしては成り立たない。地方協会の組織は、最低でも執行部 20 名会員 20 名 合計 40 名程度が必要であるが、現状は会員数が 20 名から 30 名という協会が多い。

本部の内紛は論外、業界全体の構造不況や施設面、ルール改正等で会員の減少が慢性化しており、理事を始め地方協会と協力し、事態の改善を図っていかなければならない。

後の審議事項で、改めて活発な議論をお願いしたい。

9. 審議事項

(1) 平成 29 年度事業計画（案）及び暫定予算（案）について

事務局長より、会長・専務理事・総務委員長と協議を重ね、配布資料の通り、標記案を作成した旨報告があり、配布資料に添って原案を説明。

暫定予算では、収入の部で、改定検定料やグランドマスター（仮称）大会参加料、後援企業会など、支出の部では、研修会やグランドマスター（仮称）大会、五輪関係など未確定な部分がある。また、例年通り JOC や JSC の補助金内示は 4～5 月頃であるため、必要に応じて補正予算を組んでいきたい。で対処していきます。

暫定予算全体では、概ね昨年度実績をベースに算定しており、収入総額約 2 億 1 百万円、支出総額約 1 億 9 千 4 百万円で編成、7 百万円程の黒字となっており、この収支差額 700 万円を予備費として計上。

議長より、事業計画案に新たに追加した「各種表彰」は、後の審議事項となっている「表彰規程」とも関連するが、協会内のみならず、国・都道府県行政の表彰推薦も積極的に取り組む予定である。

過去、「日クレは OB に冷たい」という不本意なご指摘を受けたこともあり、こうしたご意見を謙虚に受け止め、これを是正したい。

井出理事より次の通り意見。

国や地方行政による公的表彰については、各都道府県教育局に問い合わせを行ない、地方協会の役員や本部役員の査定基準を調べる必要がある。叙勲などの褒賞を受ける為には、基本ベースが各都道府県知事による「知事表彰」を授賞しているかどうかである。「知事表彰」の推薦基準が点数制になっており、地方協会の理事功労が何点、本部理事功労が何点と明確に定められている。

推薦対象者となる各地方協会の理事の在任期間や功労度により、担当教育局に申請を行い、その合計点数により知事表彰や文部大臣表彰、叙勲表彰の対象となる。

議長より、質疑応答後、平成 29 年度事業計画（案）及び暫定予算（案）について議場に諮り、これを承認。

（全員挙手により賛成）

（2）平成 28 年度補正予算について

事務局長より、年度末の決算を控え、次の通り予算の補正を行いたい旨説明。

《JSC 事業費：タレント発掘事業》

◆公式大会事業費（400 万円） ⇒ タレント発掘事業費へ振替：+600 万円
事務局運営費（200 万円）

◆タレント発掘事業費

事業費：1,000 万円（うち助成金 800 万円、協会負担金 200 万円）

補 正⇒ 2,350 万円（うち助成金：1,550 万円、協会負担金 800 万円）

議長より、質疑応答後、平成 28 年度第 2 次補正予算（案）について議場に諮り、これを承認。

（全員挙手により賛成）

(3) 参与の委嘱について

事務局長より、配布資料に添って次の通り説明。

当協会に長年、常務理事又は理事・監事として務めていただいた三原孝明氏（石川）を定款 36 条に基づき参与として委嘱申し上げたい。

議長より、三原孝明氏の参与への委嘱について議場に諮り、これを承認。
（全員挙手により賛成）

(4) 東京オリンピック担当理事について

議長より、2020 年東京オリンピック開催を控え、東京都クレー射撃協会会長で本会理事を務めている菊本哲也氏をオリンピック担当理事に任命したい旨説明。

議長より、菊本哲也氏の東京オリンピック担当理事として任命することについて議場に諮り、これを承認。
（全員挙手により賛成）

(5) 協会運営の在り方と方向性について（地方公式大会の在り方等）

議長より次の通り説明。

先の報告事項で説明した通り、クレー射撃競技の国体隔年開催が延長されることになり、毎年開催へ復帰するには、本会のウィーク・ポイントである会員数・ジュニア・女性選手を改善しなければならない。

本会の会員構成は、50 歳以上が全体の 70%となっている現況を鑑み、且つ、本会にとって国体が生命線であることを考慮すれば、日頃の協会運営に対して上部団体の日体協や JOC による審査基準・項目内容を把握した上で、前述のウィーク・ポイントを克服・改善する短・中・長期のプランニングを作成することが第一、第二としてそのプランニングを実践し、僅かずつでもウィーク・ポイントが改善傾向にあることを日体協に示さなければならない。

同プランの作成は、将来の協会運営の根幹であり、広く地方協会や会員各位のご意見を伺い、必ずや有意義で実行可能な将来指標としたい。

プラン作成の担当を、増田総務委員長、菊本総務副委員長にお願いしたい。
また、丸石理事、柏木理事と、本日陪席いただいた清水氏（広島）にも協力・参画いただき、全員協力し時間をかけて内容のあるプランの作成をしてもらいたい。プラン作成にあたり、担当者の承認をお願いしたい。
また、プラン作成と併行し、本会のウィーク・ポイントである会員数・ジュニア・女性選手を改善するためには、地方公式大会の在り方を変更する必要があり、その変更原案を本日資料として配布させていただいた。
本日の理事会では概要説明に留め、理事・監事各位に配布資料（原案）を持ち帰りいただき、熟読願いたい。次回の理事会にて本格的な審議をさせていただきたい。

（全員挙手により了承）

（6）モデル定款について

議長より次の通り説明。

モデル定款の審議の前に、各位へ了承を願いたい案件がある。

本日配布したモデル定款案では、これまでに地方協会で行ってきた会員の除名処分が簡単にはできなくなっている。

除名処分は会員選手にとって「死刑」と同義であり、総会承認を経た3R宣言書では、スポーツ仲裁機構に紛争解決を委ねることになっているため、地方協会が安易に除名処分を行うことは看過できない。何故ならば、仲裁機構の見識は、刑事罰に値するような行為以外は原則、除名処分が認められず、且つ、そのような問題が表面化した協会運営が問題視される。

現在、2つの地方協会における会員の除名処分について、本部が当該会員や所属地方協会関係者より事情を伺い、問題の解決にあたっているが、当該地方協会の団体自治を尊重しなければならない点もあり、最終的には「本部預かり会員」としての判断も考えている。

モデル定款承認後は、地方協会単体で除名処分ができないようになっているため、地方協会の除名処分に関するトラブルは解消すると思われる。

その為、今回2県の対象者に限り、当該対象者や地方協会関係者へ「本部預かり会員」として認める措置を前提として、交渉にあたることを容認い

ただきたい。

(全員挙手により了承)

議案について、増田総務委員長より次の通り説明。

各地方協会の中には、定款を常備していない協会もあると伺っている。3R宣言の下、地方協会も含め、各会員が会則に従い判断や行動することが肝要であり、このモデル定款の原案は、会員を第一に考え、公平な協会運営ができるよう考慮し作成したもので、地方協会において実際に使用されているものをベースとしている。

「加盟団体規定」では、加盟団体の会則は本会や当該所属都道府県体育協会の会則に準拠することになっているため、猶予期間を設けた上で、適宜改正いただくよう指導申し上げたい。

中園理事より、鹿児島県協会は一般社団法人であるため、定款を変更する上で大変な手間や時間を要するが、その点について配慮はいただけるのか？と質問。

丸石理事より、モデル定款の原案は会則や定款が混在している。会則は変更がし易いが、定款の変更は各地方協会で問題が生じる可能性がある。従って、各地方協会の現行定款・会則を尊重し、このモデル定款を基準と考え、各地方協会の現行定款・会則へ「モデル定款に準拠する」という一文を加筆いただくことで鹿児島県協会の問題も解決できる、と意見。

議長より次の通り説明。

総務委員長の説明に補足する。

各地方協会の定款・会則をモデル定款通り強制的に従わせるという解釈は誤りである。

各地方協会の理解が多種多様で、「加盟団体規定」の存在を知らない地方協会会長も居る。モデル定款は、「加盟団体規定」がベースであり、「加盟団体規定」は総会承認を経ているので、同規定に明文化された案件は遵守されなければならないし、有事の際、加盟団体によって理解や尺度が違うことが無いよう、務めなければならない。

また、同規定では、「加盟団体の定款・会則は、本会の定款や諸規則に準拠

しなければならない」ことが明言されているので、会則を整備していない地方協会は、モデル定款をベースに整備いただく必要があり、また、現状で本会と著しく異なる会則を設けている地方協会は適宜、修正いただく必要がある。

丸石理事の言う通り、「モデル定款に準拠する」或いは「本部定款や諸規則に準拠する」という一文を加筆いただくことが、一番手っ取り早い手法であろう。

本日の理事会では概要説明に留め、理事・監事各位に配布資料（原案）を持ち帰りいただき、熟読願いたい。次回の理事会にて本格的な審議をさせていただきたい。

（全員挙手により了承）

（7）表彰規程及び名誉役員・名誉会員の推薦基準について

事務局長より、配布資料に添って議案説明。

配布した規程及び基準は、表彰・委嘱対象者の功績（協会運営・競技会成績など）の明確な審査基準を作ることで、公正且つ円滑な選考が行なわれ、会員の功績や貢献を讃えることで競技や協会運営に対する意欲向上、協会士気の高揚及び組織の継続的発展を促すことを目的としている。

適用範囲は、協会に所属する全ての会員が対象となり、選考基準は会員の規範や競技実績、役員の功労、事務やシステムのアイデアなどを対象として、「奨励表彰・功労表彰・優秀表彰」の三区分別構成となっている。

増田総務委員長より補足説明。

この表彰規程は、選手だけでなく事務や大会運営等の諸事業で尽力いただいた協会役員・競技役員関係者も表彰できるよう網羅している。

また、アイデアを創作し、事務処理や企画等で評価を上げた方でも表彰の対象となる。

議長より、質疑応答後議場に諮り、これを承認。

（全員挙手により賛成）

(8) その他

◆理事会報告事項について

事務局長より提案。

毎回理事会では多くの報告事項があり、本日の理事会も計6件の報告事項を有し、報告事項のみで1~2時間を要している。

今後の理事会の議事進行を円滑にするため、各位の了承が得られれば、郵送にてその都度報告事項について、資料を添えて配布させていただきたい。

(全員挙手により賛成)

次回、平成29年度第1回理事会は、平成29年4月24日(月)11時~

以上